

第4期 大和市地域福祉計画（案）

平成25年12月

大和市 健康福祉総務課

I. 地域福祉計画の考え方

1. 地域福祉計画策定の背景

急速な高齢化や核家族化の進展、単身世帯の増加など、家族形態が大きく変化する中で、近隣関係の希薄化が進み、共助の機能が低下しつつあります。また、高齢者や児童の虐待、ひきこもり、社会的孤立など、地域における課題も複雑化してきています。

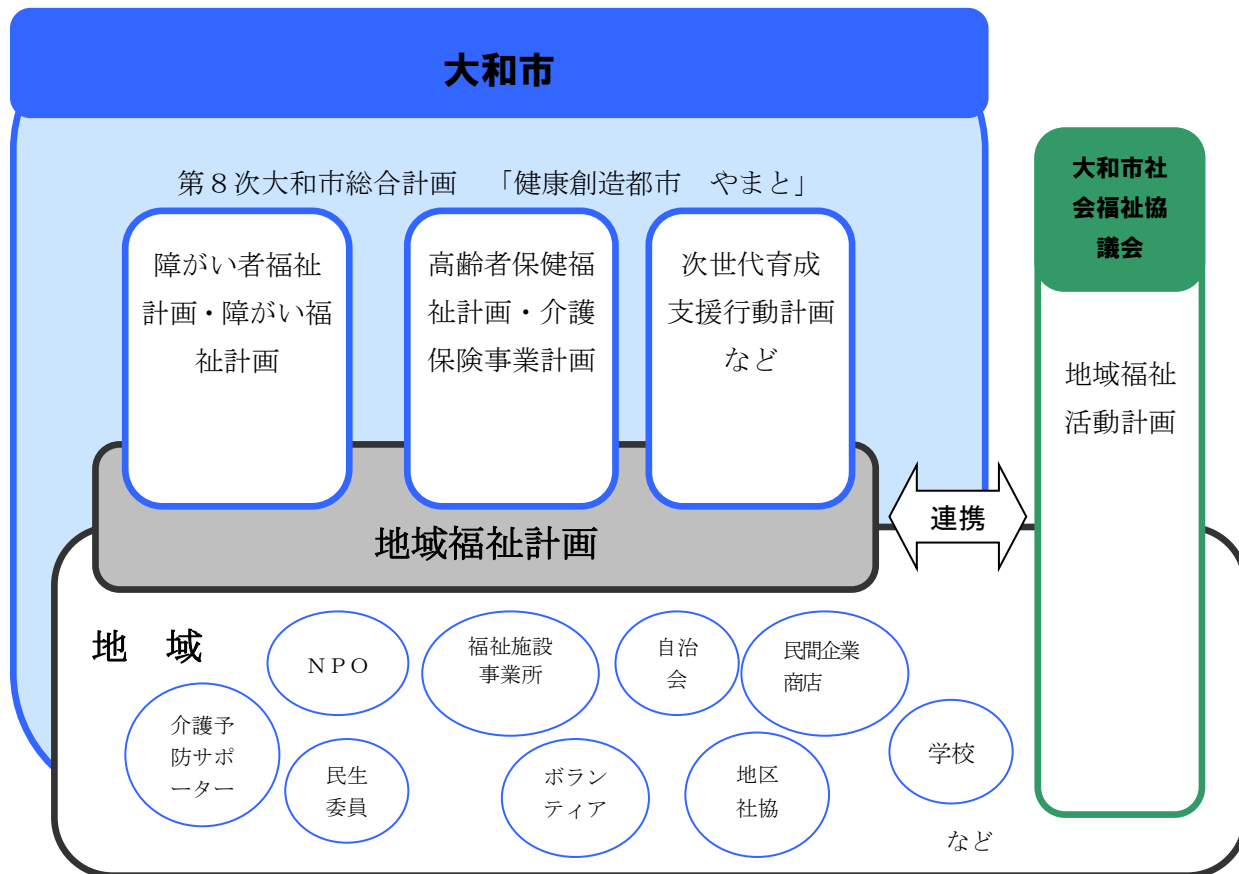
これらの課題に対応するためには、公的サービスだけではなく、市民・行政・事業者などが互いに助け合い、支え合っていくことが大変重要であることから、本市においても地域福祉計画を策定し、地域福祉の取り組みを総合的に推進してきました。

平成 25 年度をもって第 3 期の計画期間が終了することから、平成 26 年度を初年度とする第 4 期計画を社会情勢や地域福祉活動の状況を踏まえながら、より市民のニーズに沿った地域福祉の推進が図れるよう策定するものです。

2. 根拠となる法律と位置づけ

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条に規定された計画であり、第 8 次大和市総合計画後期基本計画との整合を図ります。

また、各対象者別個別計画を実施するにあたり、重要となる地域の力を高め、市民と行政とが協力して地域課題に取り組む共通の方向性を示すものです。



3. 地域福祉計画の期間

第8次大和市総合計画後期基本計画と整合を図り、平成26年度から平成30年度までの5か年計画とします。

4. 策定体制

策定過程においては、社会福祉審議会（※1）、地域福祉計画策定検討委員会（※2）による審議検討の他、市民意識調査（6月～7月）及び意見公募手続き（パブリックコメント）を行っています。

※1 市長の諮問機関として、市議会議員、社会福祉事業従事者、学識経験者等で構成

※2 計画策定に関する市役所内の検討組織として、市役所内8課及び大和市社会福祉協議会の職員で構成

5. 進行管理

計画を進めるにあたり、個別目標ごとに指標を設定し、社会福祉審議会等による評価を実施することにより、適正な進行管理を行います。

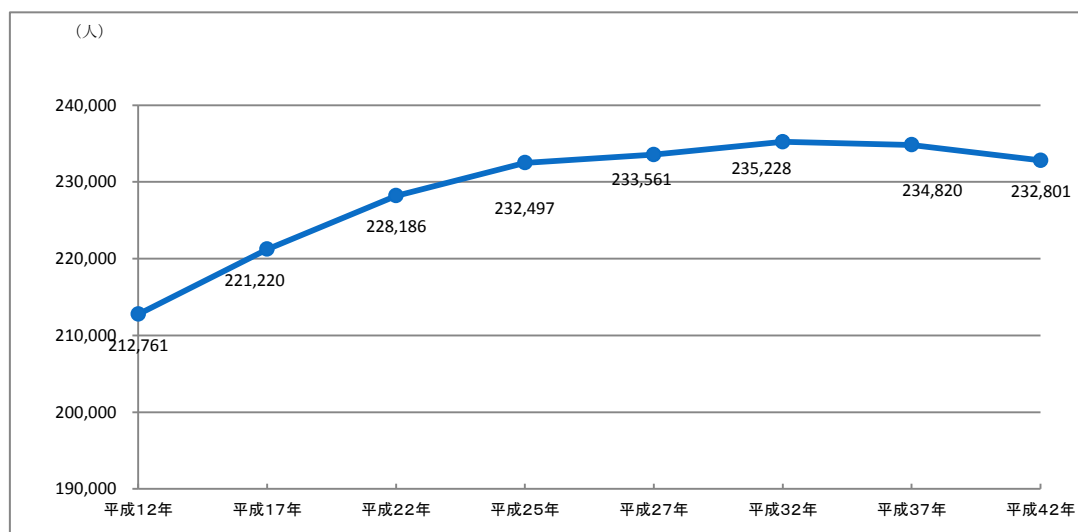
Ⅱ. 目指す地域福祉の姿と計画の柱

1. 大和市の人口

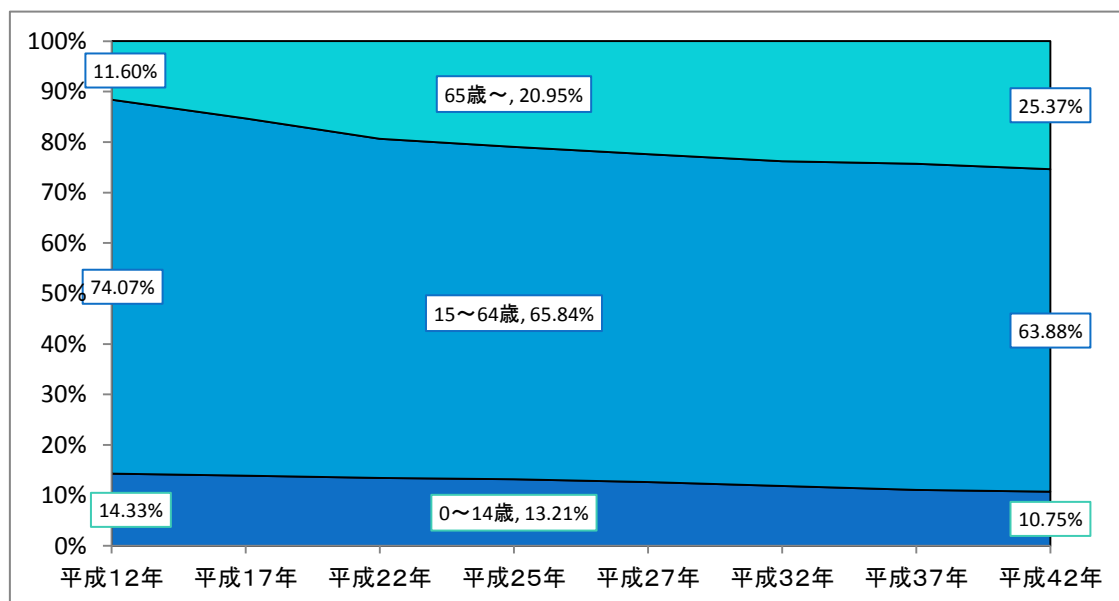
① 総人口の推移

大和市の総人口は市制施行以来一貫して増加してきました。今後平成33年まで増加し、その後は徐々に減少していくと予測しています。年齢の構成は、少子高齢化の傾向が年々顕著になり、平成41年には約4人に1人が65歳以上の市民になると予測されます。

〔総人口の推移・推計〕



〔年齢構成の推移・推計〕

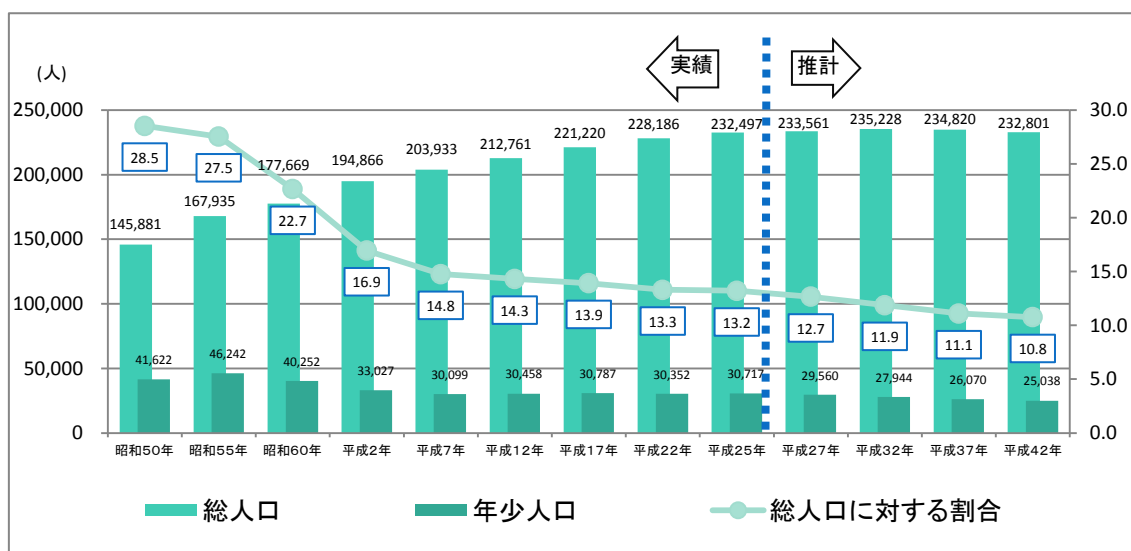


資料：国勢調査(平成12年～平成22年)、住民基本台帳(平成25年)、大和市総合計画後期基本計画(平成27年：推計値、平成32年～平成42年：参考値)

② 人口と年少人口割合の推移

市の総人口に占める年少人口（0歳から14歳までの人口）の割合は、昭和50年の28.5%をピークとし、以降減少傾向が続いています。今後も総人口に対する年少人口の割合は減少し、少子化の傾向が強まると予測されます。

〔総人口と年少人口割合の推移〕



資料：国勢調査（昭和50年～平成22年）、住民基本台帳（平成25年）、大和市総合計画後期基本計画（平成27年：推計値、平成32年～平成42年：参考値）

③ 地区別の状況

地区別にみると、少子化や高齢化率に違いがあることがわかります。

	地区総人口	世帯数	高齢者人口	高齢化率	年少人口	年少人口/ 地区総人口
下鶴間地区	37,118	14,902	6,572	17.71%	5,917	15.94%
中央林間地区	26,528	12,174	4,487	16.91%	3,599	13.57%
南林間地区	28,336	13,764	6,033	21.29%	3,340	11.79%
鶴間地区	21,887	10,276	5,051	23.08%	2,539	11.60%
深見大和地区	26,379	12,129	4,884	18.51%	3,639	13.80%
上草柳地区	14,737	6,785	2,826	19.18%	2,082	14.13%
中央地区	17,304	8,208	3,694	21.35%	2,016	11.65%
桜丘地区	9,731	4,350	2,613	26.85%	1,098	11.28%
和田地区	12,604	9,574	3,778	29.97%	1,393	11.05%
福田北地区	15,258	7,019	3,322	21.77%	2,057	13.48%
福田南地区	22,615	6,049	5,447	24.09%	3,037	13.43%
総計	232,497	105,230	48,707	20.95%	30,717	13.21%

資料：住民基本台帳（平成25年10月1日現在）

2. 地域福祉における現状と課題

統計資料の分析や市民意識調査等で判明した課題、地域福祉に必要な取り組みについて整理しました。

(1) 福祉への理解と関心について

近所づきあいの現状は、5年前と比較すると「何か困ったことがあれば家族や個人のことで相談できる程度」の割合が減少しています(図 1-1)。年代別に比較してみると、20 歳代では「会えばあいさつを交わす程度」「ほとんどかかわっていない」の割合が大きく、70 歳以上では「日頃からなんでも協力し合えるつきあいをしている」の割合が大きくなっています(図 1-2)。

近所づきあいが薄まる中、誰もが安心して暮らせるまちづくりには、市民相互の助け合いや支え合いが不可欠です。そのためには多くの市民が地域福祉に関する理解を深める必要があります。

図 1-1 近所づきあいの程度(5年前との比較)

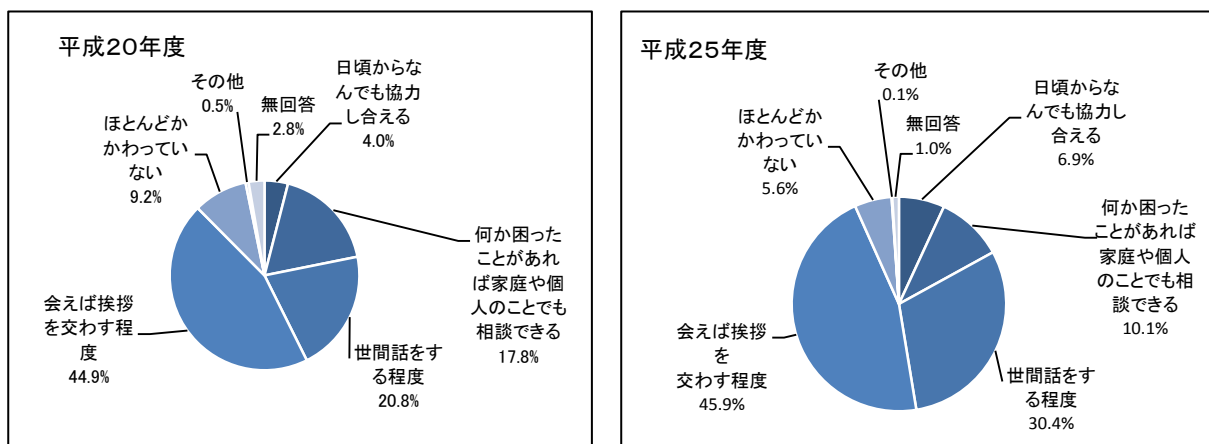
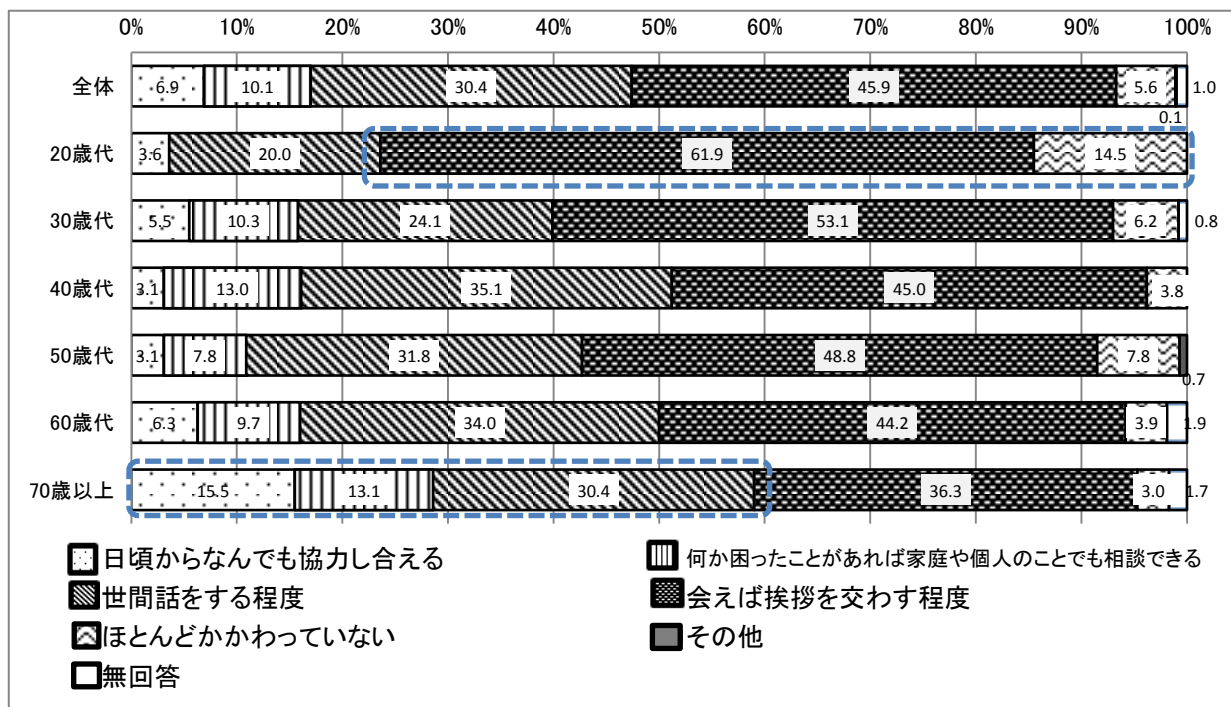


図 1-2 近所づきあいの程度(年齢別)



資料: 市民意識調査

(2) 福祉活動の担い手の育成と活動支援について

現在何らかの地域活動に参加している人は 58.7%で、参加したことがない人は 36.8%となっています(図 2-1)。参加している人の活動内容は、「町内会・自治会に関する活動」がもっとも多く約7割の人が参加しています(図 2-2)。

今まで参加したことがない人で、今後「参加したい活動がある」と考えている人が5割以上いることから、活動に向けた働きかけをすることで、さらに地域活動が活発になると考えられます(図 2-3)。参加に向けて必要な条件としては「活動に関するさまざまな情報提供」が最も多くなっています(図 2-4)。

図 2-1 地域活動の参加状況

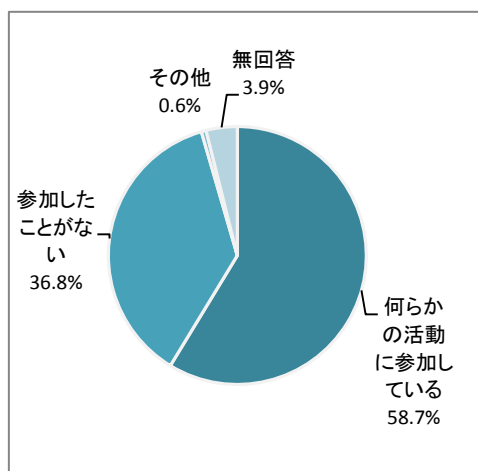


図 2-2 現在参加している地域活動の種類

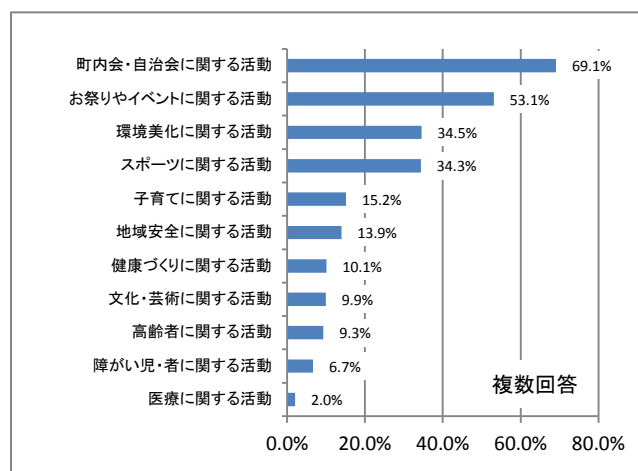


図 2-3 参加したことがない人の今後の参加意向

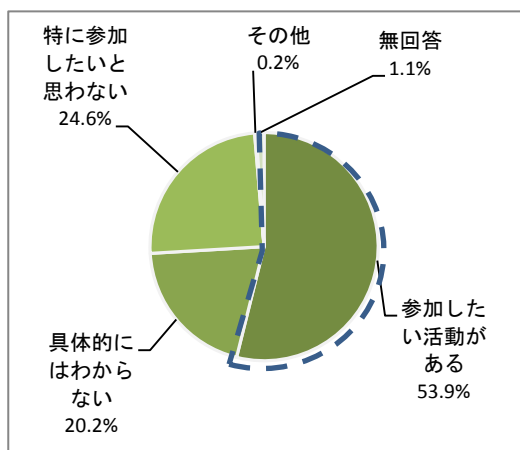
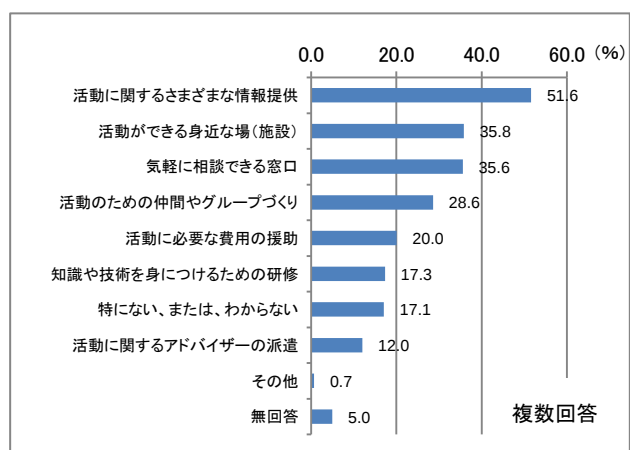


図 2-4 参加に向けて必要な条件



資料: 市民意識調査

(3) 気軽に集える居場所や社会参加の場について

気軽に集える場所について「ある」とする人は 28.8%で、「ない」「わからない」とする人が合計で 68.5%を占めています(図 3-1)。また、気軽に集える場所が「ある」と思う人の割合について、年齢別に5年前と比較してみると、20 歳代と 40 歳代は割合が大きくなっているものの、特に 50 歳以上では割合が減少しています。中高年層の集いの場づくりが求められています(図 3-2)。

図 3-1 気軽に集える場所の有無(全体)

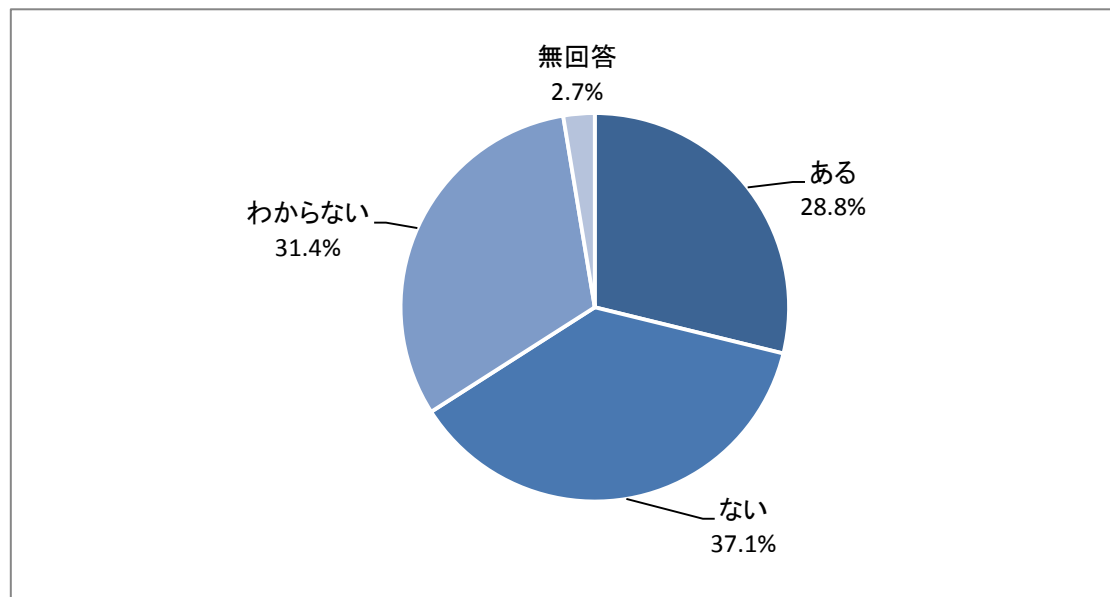
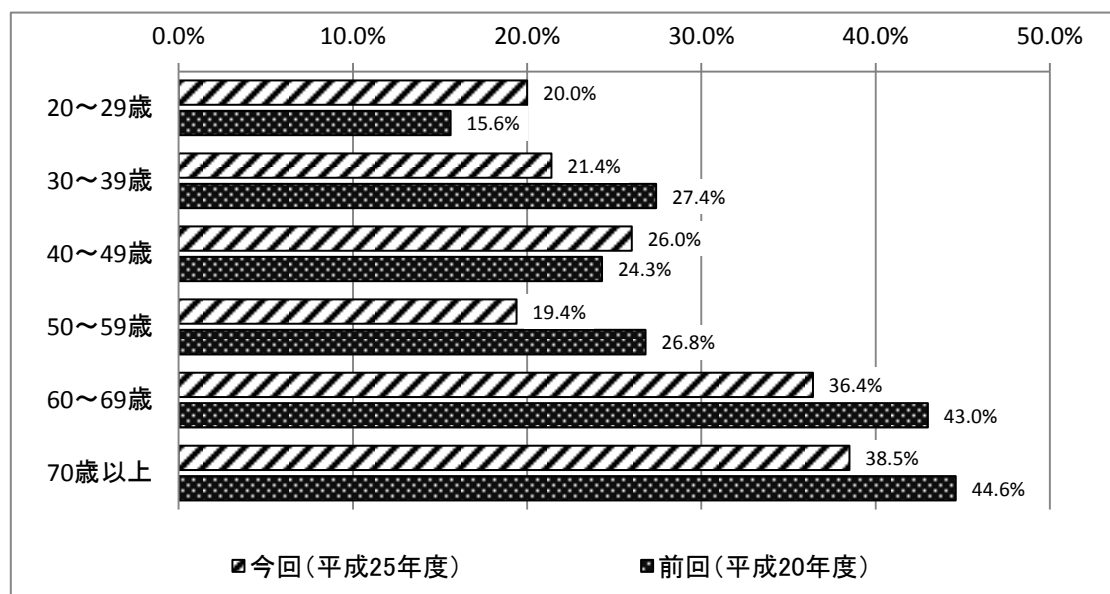


図 3-2 気軽に集える場所があると思う人の割合(前回調査との比較)



資料: 市民意識調査

(4) 地域福祉活動団体との連携について

① 見守り活動における地域福祉活動団体との連携

民生委員児童委員が見守り活動を進める上で協力している相手先は、近隣の民生委員や地区会長が65.8% (図 4-1)と最も多くなっていますが、今後協力して進めていきたい相手先は町内会・自治会の役員が最も多くなっています (図 4-2)。

また、地域での安否確認や見守り活動は45.0%の自治会長が今後必要な活動だと考えているように必要性が増しています (図 4-3)。見守り活動が充実し、誰もが安心して暮らせるまちづくりには、多くの地域福祉活動団体が協力・連携して進めることが求められています。

図 4-1 見守り活動を協力して進めている相手先

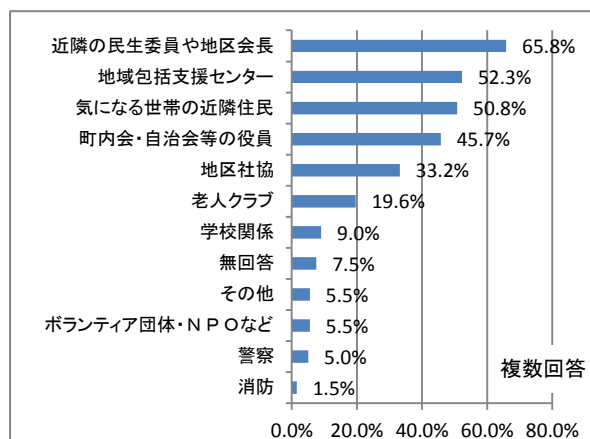
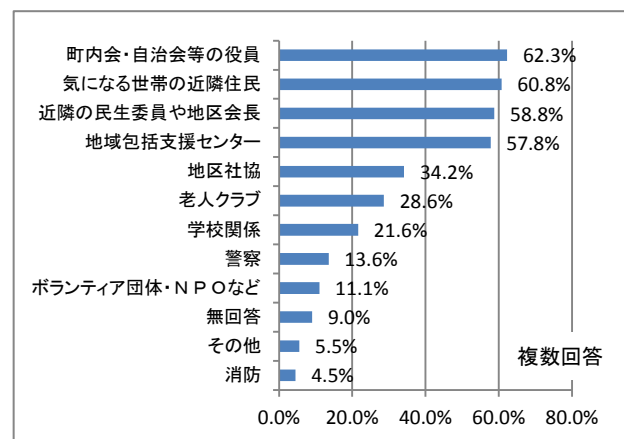
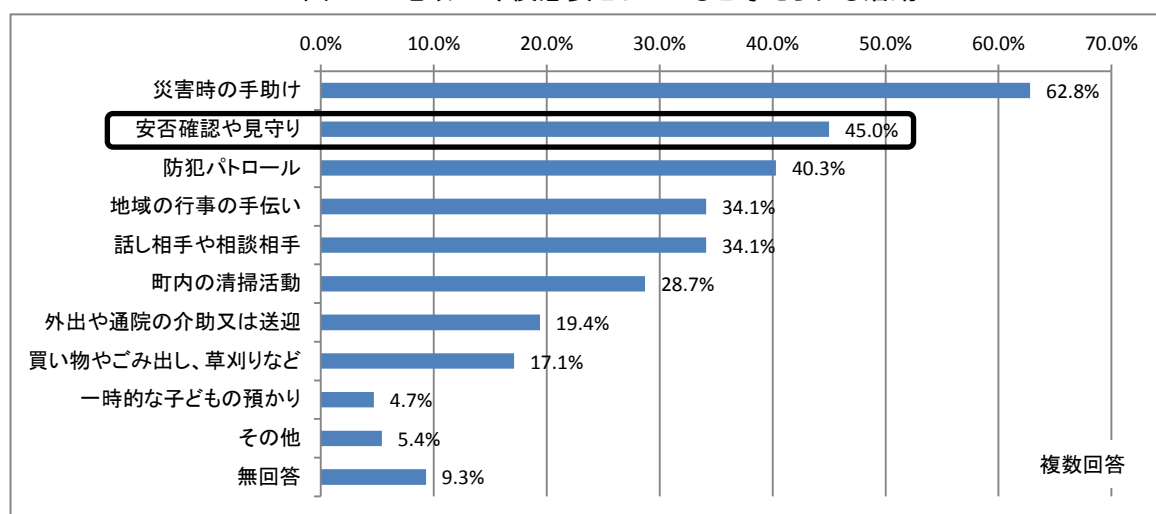


図 4-2 今後協力して進めていきたい相手先



資料: 民生委員アンケート

図 4-3 地域が今後必要として考えられる活動



資料: 自治会長アンケート

② 災害時の対応における地域福祉活動団体との連携

災害時の避難で気になることでは、「特に気になるところはない」が37.5%であり、約6割の人が「気になることがある」と回答しています。気になる内容としては、「近所に自分では安全に避難できないと思う人がいる」が24.0%と一番多く、地域による避難のしくみづくりが求められています(図4-4)。

地区別にみると「近所に自分では安全に避難することができないと思う人がいる」と考えている人の割合が大きい地区もあり、高齢者など災害時に支援が必要となる人に対して、地域で助け合う仕組みづくりをすすめることが求められています(表4-1)。

図 4-4 災害時の避難で気になること

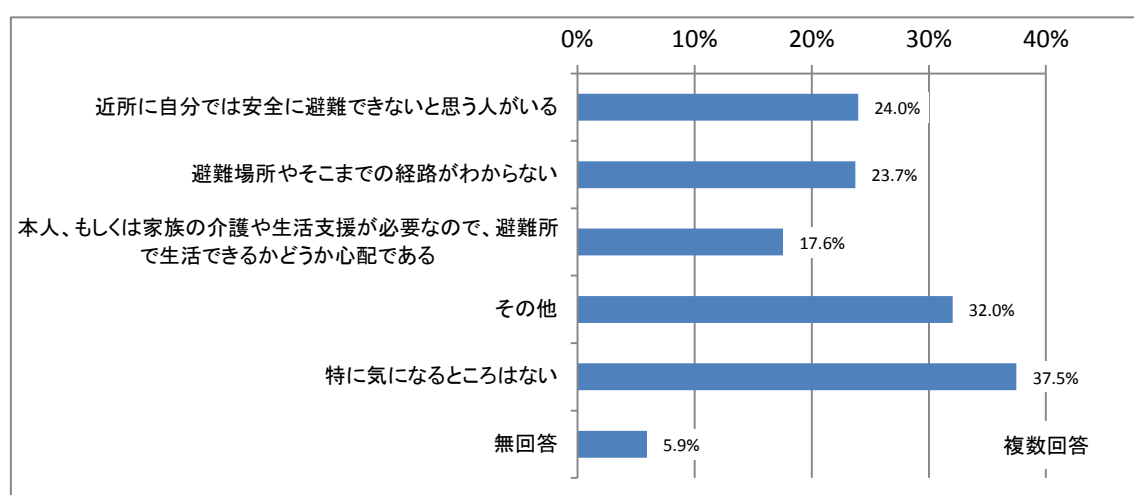


表 4-1 災害時の避難で気になること—地域別—

		高齢化率	災害時の避難で気になること					無回答
			近所に自分では安全に避難できないと思う人がいる	避難場所やそこまでの経路がわからない	本人、もしくは家族の介護や生活支援が必要なので、避難所で生活できるかどうか心配である	その他	特に気になるところはない	
居住地	全体	20.95%	24.0	23.7	17.6	3.2	37.5	5.9
	下鶴間地区	17.71%	28.0	28.0	11.2	2.1	40.6	2.8
	中央林間地区	16.91%	21.6	23.7	11.3	5.2	43.3	5.2
	南林間地区	21.29%	15.7	20.0	17.1	1.4	40.0	10.0
	鶴間地区	23.08%	27.8	23.7	19.6	2.1	33.0	8.2
	深見大和地区	18.51%	18.2	13.6	21.2	7.6	40.9	13.6
	上草柳地区	19.18%	21.1	22.5	18.3	4.2	43.7	2.8
	中央地区	21.35%	21.7	21.7	24.6	4.3	37.7	7.2
	桜丘地区	26.85%	29.7	23.4	26.6	0.0	25.0	6.3
	和田地区	29.97%	34.9	18.6	23.3	0.0	34.9	2.3
	福田北地区	21.77%	22.9	25.0	14.6	2.1	37.5	4.2
	福田南地区	24.09%	21.3	27.9	13.1	3.3	37.7	4.9

資料: 市民意識調査

複数回答

(5) 支援が必要な人との関係づくりについて

① 世帯構成の推移

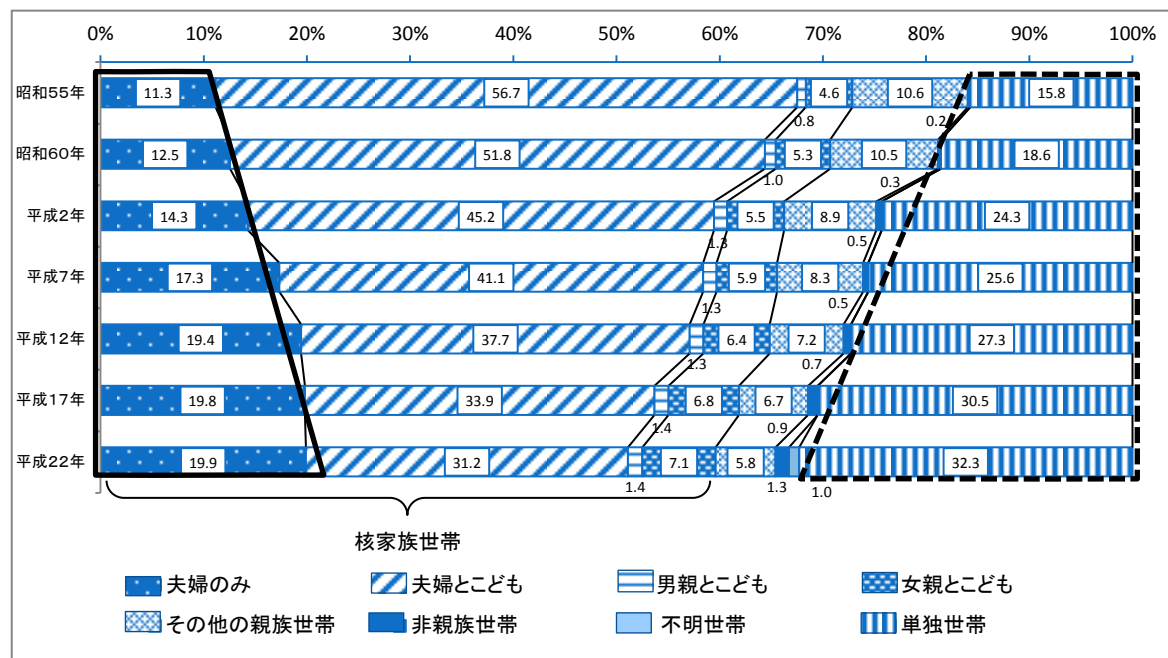
世帯構成の推移をみると、普通世帯(※1)の総数に対する核家族世帯(※2)の割合は、昭和55年の73.4%から平成22年には59.6%と減少していますが、核家族世帯の中でも夫婦のみ世帯の割合は、11.3%から19.9%へ増加しています。

あわせて単独世帯の割合が昭和55年から平成22年の間で約2倍に増加しており、平均世帯人員の推移からみても世帯の小規模化が進行しています。

※1 普通世帯:住居と生計を共にしている者の集まり、または一戸を構え住んでいる単身者

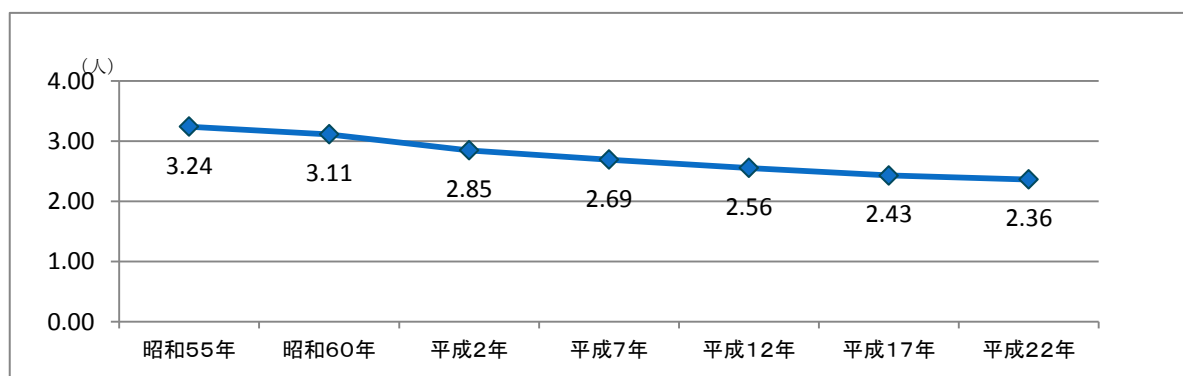
※2 核家族世帯:夫婦のみ世帯、夫婦と未婚の子のみ世帯、ひとり親と未婚の子のみ世帯

[世帯構成の推移]



資料：国勢調査

[平均世帯人員数の推移]



資料：国勢調査

② 高齢者単身世帯・夫婦のみ世帯の推移

高齢者のいる世帯が全体的に増加している中で、高齢者単身世帯・夫婦のみ世帯の割合が顕著に増加しています。65歳以上の単身世帯と65歳以上の夫婦のみ世帯は、平成2年から20年間で、それぞれ約5倍に増加しています。

平成22年には高齢者のいる世帯のうち約半数の世帯が、単身世帯もしくは65歳以上の夫婦のみ世帯となっており、地域での見守りや支え合いが求められています。

[高齢者単身世帯・夫婦のみ世帯の推移]

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
高齢者単身世帯数	1,423	2,202	3,502	5,253	7,242
高齢者のいる世帯数に対する割合(%)	13.9	16.3	19.8	22.4	24.6
高齢者夫婦のみ世帯数	1,401	2,222	3,568	5,048	7,050
高齢者のいる世帯数に対する割合(%)	13.7	16.5	20.2	21.5	24.0

資料：国勢調査

③ 困ったときの近所の人との関係

困ったときの近所の人との関係では、「助けてほしいが難しいと思う」と感じている人が44.2%と半数近くを占め、「困ったときには、近所の人に助けてほしい」と思う人が23.8%であり、約7割の人が、困ったときには近所の人に助けてほしいと思っています(図5-1)。

具体的に、現在助けてもらっていることや助けてもらいたいこと、将来助けてもらうことになりそうなものを見ると、「安否確認や見守り」が49.0%と最も多くなっています。(図5-2)

図5-1 困ったときの近所の人との関係

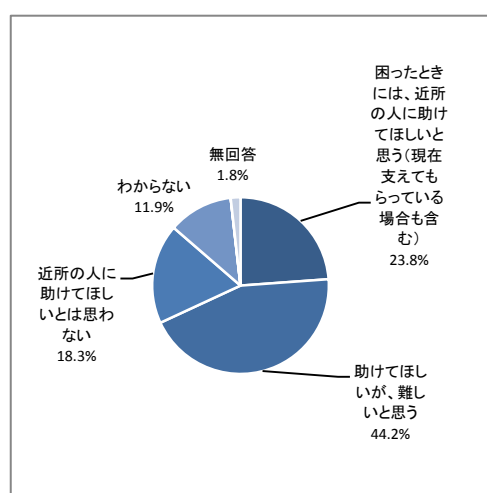
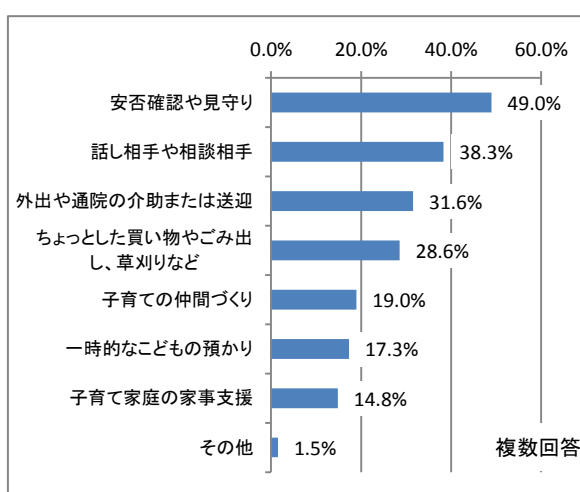


図5-2 近所の人との関係で必要とされていること



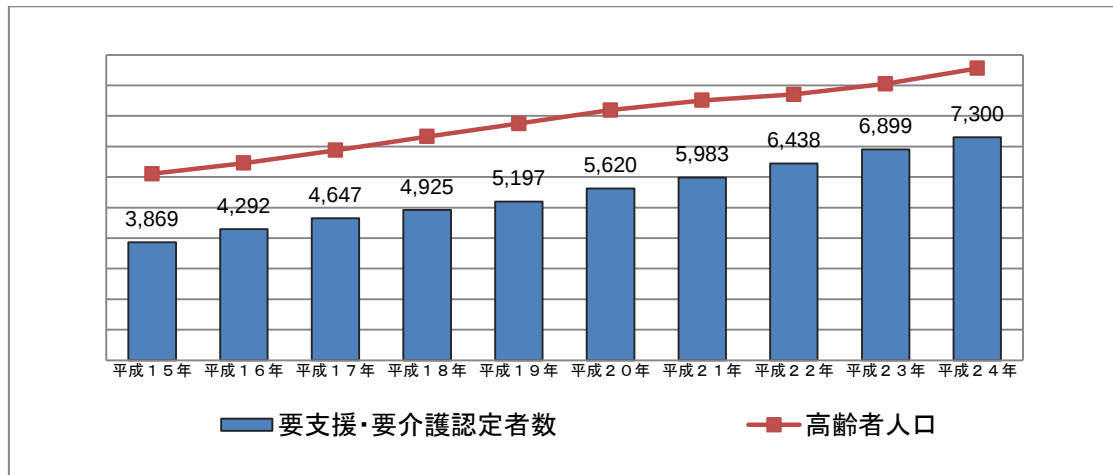
資料：市民意識調査

（６）支援が必要な人への継続的な個別支援について

① 要介護認定者の推移

高齢者人口の増加に伴い、要介護認定者（要支援・要介護者）も増加しており、平成15年の3,869人から平成24年には約1.9倍の7,300人に増加しています。介護を必要としている高齢者のニーズに合わせたサービスの提供や地域での支え合いが求められています。

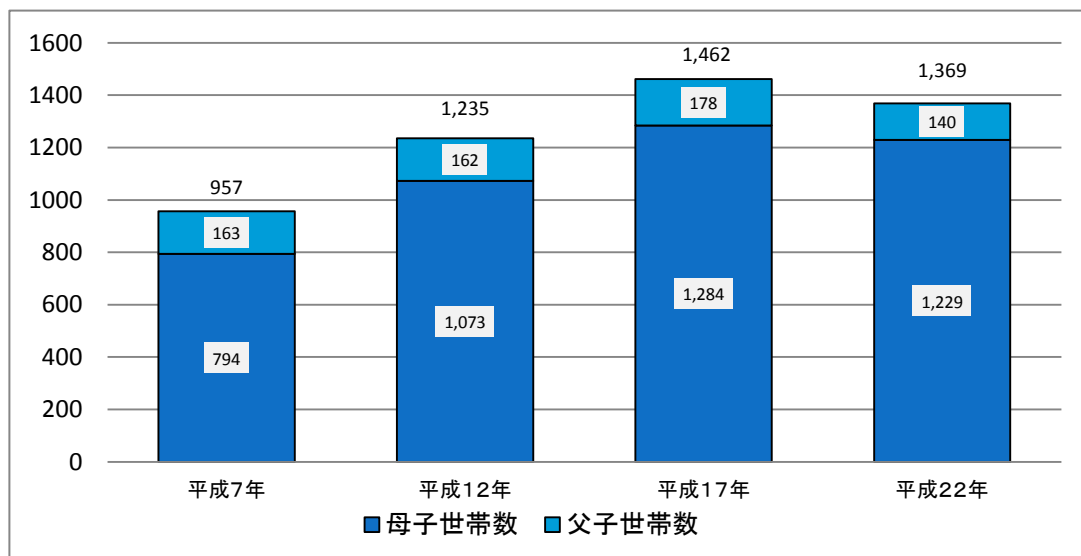
〔要支援・要介護認定者数の推移〕



資料：『保健と福祉』

② 母子家庭・父子家庭の推移

平成7年の母子・父子家庭数が957世帯であったことにに対し、平成22年の母子・父子家庭数は1.43倍の1,369世帯となっています。安心して子育てができるような支援が求められています。



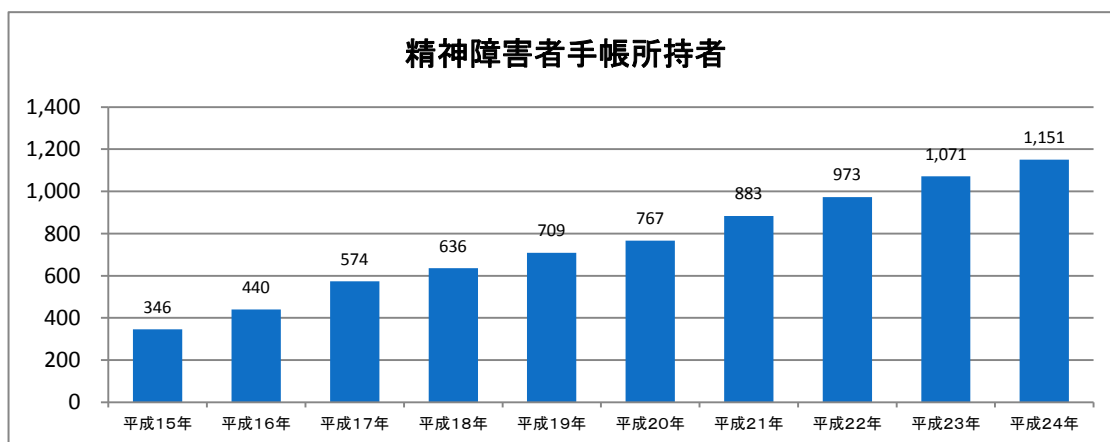
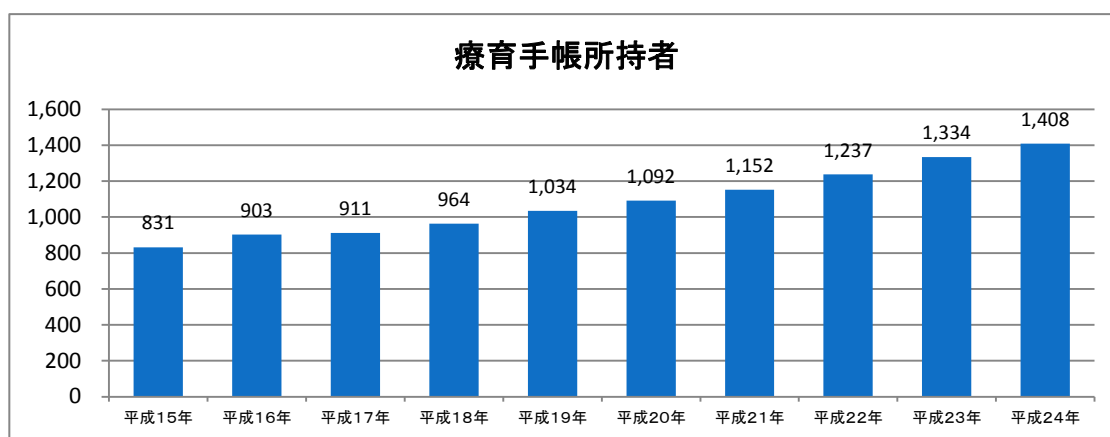
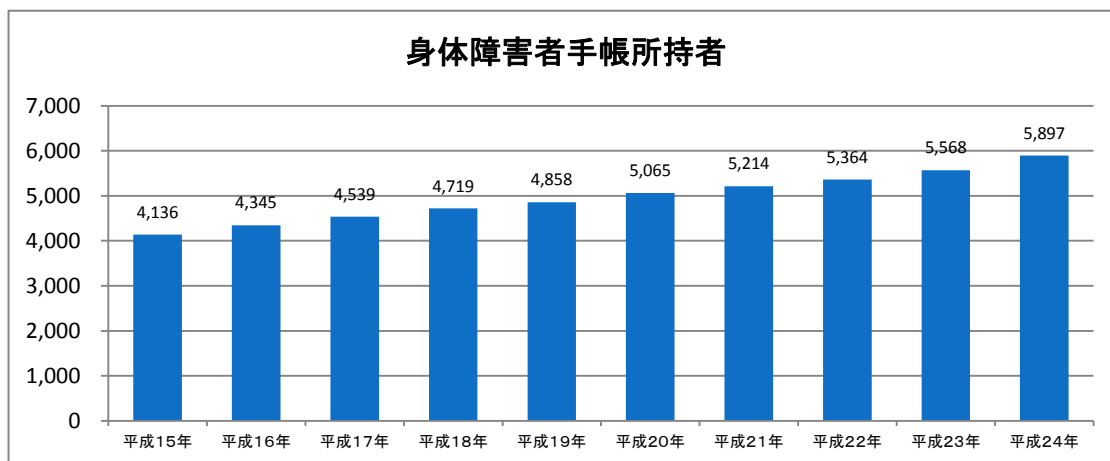
資料：国勢調査

③ 障がい者数と増加率の推移

障害者手帳を所持している障がい児・者は、年々増加傾向にあります。

精神障害者手帳の所持者数は、平成15年と比較し3.3倍と顕著に増加しており、障がいの態様に応じたサービスの提供が求められています。

[障害者手帳の所持者数と増加率の推移]

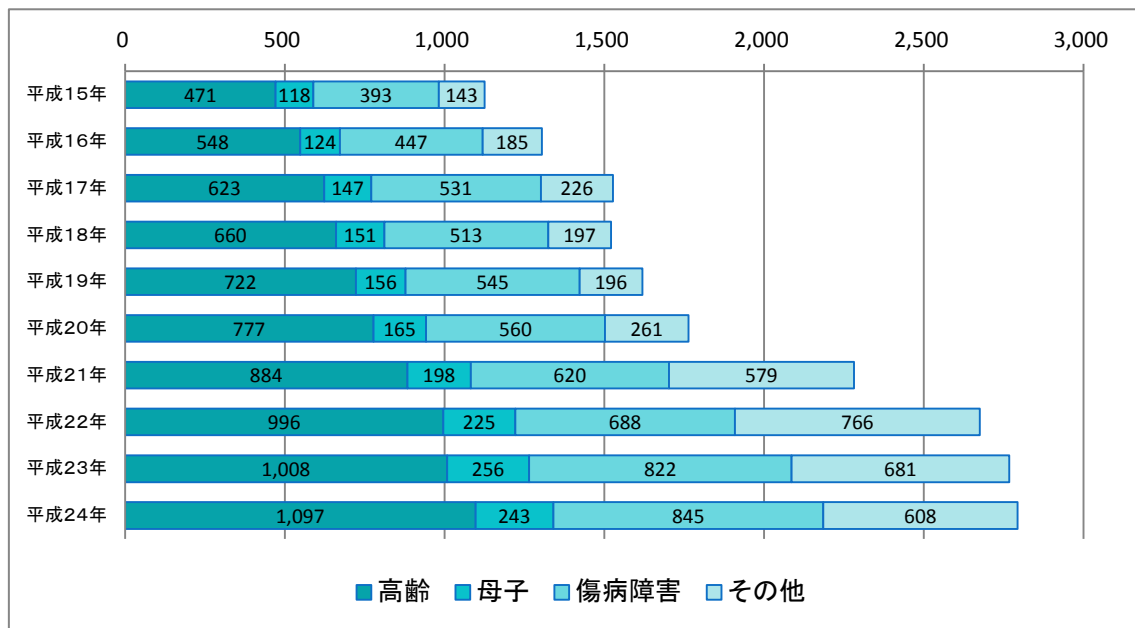


資料：『保健と福祉』

④ 被保護世帯の推移

生活保護受給者が、増加しています。その中で、働ける人がいる世帯(図 6-1「その他」)は増加傾向にありましたが、平成23年からは減少傾向にあります。引き続き、自立に向けた支援が求められています。

図 6-1 世帯類型別被保護世帯の推移



資料：『保健と福祉』

3. 基本理念

社会状況や地域の課題を見ると、市民が日常生活を送る地域にはさまざまな課題が存在します。しかし、日頃から住み慣れた地域のなかで、自分らしく誇りをもって生活を送ることは、誰もが望む変わることのない理想です。

そこで、第4期地域福祉計画の基本理念は、第3期地域福祉計画と同様「つながりが生みだす豊かな暮らし 一人ひとりが健康で心豊かな暮らしを営むことができる地域をつくる」とします。

基本理念	つながりが生みだす豊かな暮らし ～一人ひとりが健康で心豊かな暮らしを営むことができる地域をつくる～
------	--

4. 基本目標

地域福祉を推進するためには、自助を基本としつつ、共助の力で自立を助け、これらを公助が支えていくという、自助と共助と公助のつながりが必要となります。

その上で、基本理念「つながりが生みだす豊かな暮らし」を実現するには、市民がその有する能力に応じて、地域で自立した日常生活を営むことができるように支援をする必要があります。そしてその支援には、次の2つの方法があります。

第1は「地域による支援」です。

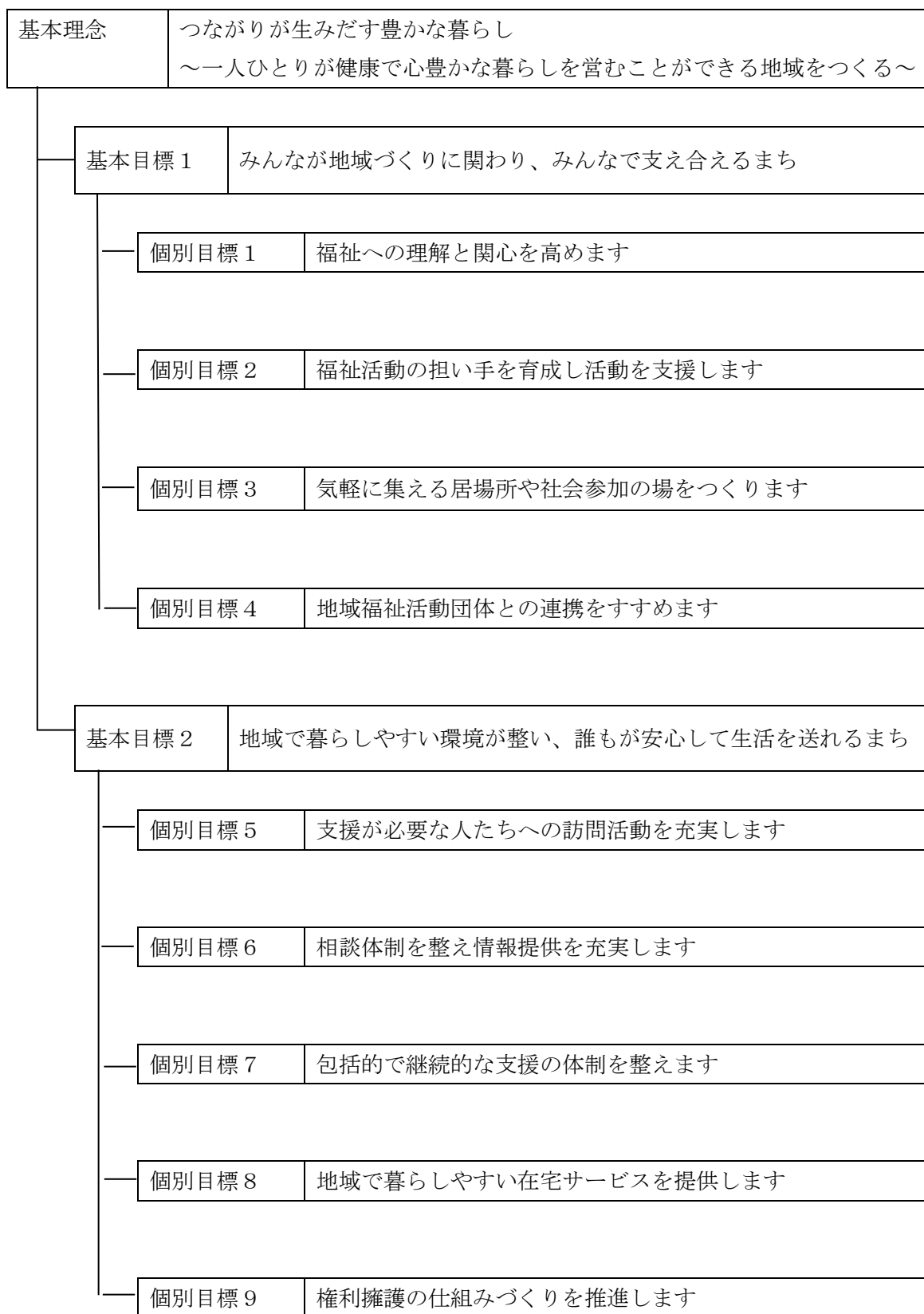
地域住民が、自らが居住する地域に、主体的に関わり、より暮らしやすい地域に変えることができるよう支援します。そして、支援を受ける人が、ときには支援する側に立ち、支え合う環（わ）を築く共助のコミュニティづくりをすすめ、「みんなが地域づくりに関わり、みんなで支え合えるまち」を目指します。

第2は「行政による支援」です。

生活課題・福祉ニーズを抱える住民が、地域で自立した生活を営むことができるよう支援します。そして、福祉課題の解決施策（相談から在宅サービス提供まで）を展開するための環境整備や福祉の観点から制度・政策を総合化し、「地域で暮らしやすい環境が整い、誰もが安心して生活を送れるまち」を目指します。

基本理念	つながりが生みだす豊かな暮らし ～一人ひとりが健康で心豊かな暮らしを営むことができる地域をつくる～	
	基本目標 1	みんなが地域づくりに関わり、みんなで支え合えるまち
	基本目標 2	地域で暮らしやすい環境が整い、誰もが安心して生活を送れるまち

5. 個別目標の体系図



6. 個別目標の展開

個別目標 1 福祉への理解と関心を高めます

(1) 現状と課題

- 誰もが安心して暮らせるまちづくりには、市民相互の助け合いや支え合いの活動が不可欠です。そのためには多くの市民が地域福祉に対する理解を深める必要があります。

(2) 取り組み方針

- 市民が、様々な福祉に関する体験をしたり、理解を深め、様々な人とふれあうことができる場と機会を充実します。
- 福祉について、地域、学校、事業所などと連携しながら、積極的な意識啓発に取り組みます。

(3) 主な取り組み

- 福祉課題に関する講座や講演を開催します。
[取組例]
 - ・認知症講演会、成年後見講演会の開催（高齢福祉課 高齢者一次予防事業）
 - ・講演会、街頭キャンペーンの実施（健康福祉総務課 社会を明るくする運動推進支援事業）
 - ・自殺対策講演会、こころサポーター養成講座の実施（障がい福祉課 自殺対策事業）
- 障がい者の就労移行支援や、就労継続支援事業所等の活動内容の紹介や展示販売を行います。
[取組例]
 - ・障害者地域作業所展示即売会の実施（障がい福祉課 障がい者地域作業所等運営支援事業）
- 小中学校での障がい者との交流や年代が異なる人の交流を進めます。
[取組例]
 - ・車いすバスケットボール体験講座の実施（健康福祉総務課 大和市福祉推進委員会支援事業）
 - ・大和市社会福祉協議会の支援（健康福祉総務課 社会福祉協議会運営支援事業）

個別目標 2 福祉活動の担い手を育成し活動を支援します

(1) 現状と課題

- 生活の中で困ったことがあれば、近所の人に助けてほしいと考えている人が多くいます。
- 地域活動に参加意向のある、支援をしたい人がいる一方、こどもの預かりや外出介助等、生活上の困りごとに対する潜在的なニーズが増加し、支援を必要としている人がいます。
- 子育て、障がいなど、それぞれ同じ悩みを抱えている人がいます。そのような人の負担を軽減したり、地域の中で顔の見える関係をつくる必要があります。

(2) 取り組み方針

- ボランティアに関する情報提供等を充実し、ボランティア参加のきっかけづくりを行います。
- 専門的な知識を持った担い手の養成を行います。
- 支援をしたい人と支援を必要としている人が、つながれるような仕組みづくりを行います。
- 同じ悩みを抱えている人が、相互交流や情報交換ができる場を提供します。

(3) 主な取組み

- 保育や介護予防等のボランティア養成講座を開催し、市民ボランティアを養成します。

[取組例]

- ・大和市社会福祉協議会の支援（健康福祉総務課 社会福祉協議会運営支援事業）
- ・子育てボランティアの養成（こども総務課 子育て支援センター運営事業）
- ・こころサポーターの養成（障がい福祉課 自殺対策事業）
- ・介護予防サポーター、ふれあいネットワークによるボランティアの養成、介護予防ポイントによる特別養護施設等でのボランティアの育成（高齢福祉課 高齢者一次予防事業）
- ・認知症サポーターの養成（高齢福祉課 地域支援任意事業）

- ファミリーサポートセンターやボランティアセンターの活動を通じて、支援する人と支援を受けたい人がつながる仕組みづくりに取り組みます。

[取組例]

- ・大和市社会福祉協議会の支援（健康福祉総務課 社会福祉協議会運営支援事業）
- ・ファミリーサポートセンター（※）の運営（保育家庭課 ファミリーサポートセンター事業）

※地域において子どもの預かり等の援助を受けたい者と援助を行いたい者からなる
会員組織

- ピア相談（※）の実施体制を整えていきます。

[取組例]

- ・ピア相談の実施（障がい福祉課 障害者団体等支援事業）

※障がいのある人が障がいのある人の相談に応じること。

- ひとり親家庭相互の情報交換や交流への支援を行います。

[取組例]

- ・母子寡婦福祉会の支援（こども総務課 母子寡婦福祉会支援事業）

個別目標 3 気軽に集える居場所や社会参加の場をつくります

(1) 現状と課題

- 一人暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯が増加しています。地域コミュニティの希薄化も進み、高齢者の社会的孤立と閉じこもりが問題となっています。
- 少子化、核家族化等により、子育て世代の子育てに対する不安感、負担感が高まっています。
- 社会参加に困難を感じている障がい者が気軽に集い、活動できる場が求められています。

(2) 取り組み方針

- 高齢者や子育て世代など、誰もが気軽に集える場所を目指し、社会参加や地域でのつながりづくりを充実させます。

(3) 主な取り組み

- 高齢者が集い日常生活の相談や活動ができる場づくりを進めるとともに、市民の自主的な取り組みによる場づくりを支援します。

[取組例]

- ・ 社会福祉会館の運営（健康福祉総務課 社会福祉会館運営事業）
- ・ ぷらっと中央林間の運営（高齢福祉課 高齢者相談所・居場所運営事業）
- ・ 老人福祉センターの運営（高齢福祉課 老人福祉センター運営事業）
- ・ 在宅介護支援センターの運営（高齢福祉課 在宅介護支援センター事業）
- ・ まごころ地域福祉センターの運営（高齢福祉課 まごころ地域福祉センター運営事業）
- ・ ふれあいネットワークによるミニサロンの支援（高齢福祉課 高齢者一次予防事業）
- ・ 地域包括支援センターの運営（高齢福祉課 包括的支援事業）
- ・ 「茶 OH！（ちゃお）」（※）の運営（健康福祉総務課 地域福祉計画推進事業）

※個人宅にご近所の人が集まり交流をする場所

- 地域における子育て支援の拠点について広く市民に周知し、利用を促します。

[取組例]

- ・ 子育てサロンの運営（健康福祉総務課 民生委員児童委員活動支援事業）
- ・ こども〜るつきみ野・鶴間の運営（こども総務課 つどいの広場事業）
- ・ 子育て支援センターの運営（こども総務課 子育て支援センター運営事業）
- ・ 市立保育所の運営（保育家庭課 地域育児センター事業）

- 一人ひとりにあったプログラムを提供できるよう、地域活動支援センターの質の向上に努めます。

[取組例]

- ・ 地域活動支援センター「コンパス」の運営（障がい福祉課 地域活動支援センター等支援事業）

個別目標 4 地域福祉活動団体との連携をすすめます

（１）現状と課題

- 少子化や高齢化、核家族化などにより家族形態が変化しています。様々な福祉課題に対応するには、地域での支え合いが重要になってきています。
- 地域には様々な団体が福祉活動をしています。そのような団体同士が相互に連携し、ネットワークづくりを強めていく必要があります。

（２）取り組み方針

- 地域における共助の充実を図っていくため、地域福祉の活動を実践している団体との連携強化に取り組みます。

（３）主な取り組み

- 自治会、地区社協、民生委員児童委員の３者との連携により、災害時の避難支援の体制づくりや、体制づくりのための見守り活動を進めます。

[取組例]

- ・災害時要援護者支援制度の推進（健康福祉総務課 要援護者支援対策ネットワーク事業）

- 市が策定する地域福祉計画と社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画の連携を図り、より多くの市民参加を得た地域福祉の推進を図ります。

[取組例]

- ・地域福祉計画と地域福祉活動計画の策定と進行管理（健康福祉総務課 社会福祉協議会運営支援事業）

- 市民の地域における相談相手・支援者として、民生委員児童委員の円滑な活動を支援します。

[取組例]

- ・民生委員児童委員活動の支援（健康福祉総務課 民生委員児童委員活動支援事業）

- 非行や犯罪のない明るい社会づくり、「福祉の心」の啓発などに活動している団体を支援します。

[取組例]

- ・民生委員児童委員活動の支援（健康福祉総務課 民生委員児童委員活動支援事業）
- ・大和市社会を明るくする運動推進委員会の支援（健康福祉総務課 大和市社会を明るくする運動推進支援事業）
- ・大和市福祉推進委員会の支援（健康福祉総務課 大和市福祉推進委員会支援事業）
- ・大和・綾瀬保護司会大和地区会の支援（健康福祉総務課 保護観察制度支援事業）
- ・大和市更生保護女性会の支援（健康福祉総務課 大和市更生保護女性会事務局事務）

- ・日本赤十字社大和市地区の支援（健康福祉総務課 日本赤十字社大和市地区連携事業）
- ・大和市戦没者遺族会の支援（健康福祉総務課 遺族会支援事業）
- ・大和被爆者の会の支援（健康福祉総務課 戦争被害者団体支援事業）

個別目標 5 支援が必要な人たちへの訪問活動を充実します

（１）現状と課題

- 世帯構造の変化や都市化による近隣関係の希薄化などから社会的に孤立している人が増えています。
- 突発的な困難が生じた場合、生活に様々な支障が生じる可能性がある人、病気やけがのため日常生活に困難を感じながら福祉サービスを受けていない人がいます。そのような潜在的に支援が必要な人の把握が必要です。

（２）取り組み方針

- 支援が必要な人を早期に発見し、見守るネットワークを充実させ、支援につなげるよう努めます。
- 関係機関と連携して、支援を必要とする家庭を早期に把握し、専門職員等が家庭を訪問して指導や助言を行います。

（３）主な取り組み

- 民間事業者などとの協定により、支援が必要な人たちを行政の適切な支援につなげます。
[取組例]
 - ・ 民生委員児童委員による支援（健康福祉総務課 民生委員児童委員活動支援事業）
 - ・ 「地域見守り活動に関する協定」の締結（健康福祉総務課）
 - ・ 「地域の見守りと安心できるまちづくりに関する協定」の締結（高齢福祉課 高齢者見守り事業）
- 高齢者や障がい者等の実態を把握した上で、民生委員児童委員等と情報を共有し、日常生活の見守り支援や関係づくりを行います。
[取組例]
 - ・ 民生委員児童委員による支援（健康福祉総務課 民生委員児童委員活動支援事業）
 - ・ 災害時要援護者の支援（健康福祉総務課 要援護者支援対策ネットワーク事業）
 - ・ 声かけ訪問調査の実施（高齢福祉課 高齢者見守り事業）
 - ・ 高齢者への訪問等による支援（高齢福祉課 在宅介護支援センター事業、包括的支援事業）
 - ・ ふれあい訪問員（※）による見守り支援（高齢福祉課 高齢者一次予防事業）
※地域により定期・不定期に一人暮らし高齢者等を訪問するボランティア。
 - ・ 生活保護受給者の支援（生活援護課 生活保護事業）
- 保健指導が必要な対象者を訪問し、生活上必要な支援や情報提供を行います。
[取組例]
 - ・ 特定健康診査受診者への訪問指導（健康づくり推進課 健康相談・教育事業、特定

保健指導事業)

- ・ 妊産婦・新生児等への訪問指導（こども総務課 妊産婦・新生児等訪問事業）
- ・ 出産後間もない児童の養育者等への訪問指導（保育家庭課 養育支援訪問事業）

個別目標 6 相談体制を整え情報提供を充実します

(1) 現状と課題

- 核家族化や近隣関係の希薄化などから、生活上の不安や悩みを抱える人が増えています。
- 相対的貧困率が年々上昇しています。既存の制度では十分な対応が難しかった経済的困窮者、それと密接な関係にある社会的孤立者、複合的な課題を抱える市民などの支援が必要です。
- 児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待など、人権を侵害する虐待が増え、社会的な問題となっています。

(2) 取り組み方針

- 居住地などの生活圏域、ライフステージ毎の定期的な相談機会など、利用者が相談しやすい体制を整えます。

(3) 主な取り組み

- 電話や窓口での相談から専門的な相談窓口まで、幅広く対応できる相談体制を構築します。

[取組例]

- ・ こころの電話相談（障がい福祉課 自殺対策事業）
- ・ 障がい者虐待等の相談（障がい福祉課 障害者自立支援センター運営事業）
- ・ 障がい者に対する相談（障がい福祉課 精神障がい者相談（訪問）普及事業）
- ・ 高齢者に対する相談（高齢福祉課 在宅介護支援センター事業、包括的支援事業）
- ・ 生活支援や配偶者等による暴力等の相談（生活援護課 住宅支援給付事業、生活保護事業、婦人保護対策事業）
- ・ 介護保険制度に関する相談（介護保険課 趣旨普及事業）
- ・ 電話での24時間健康相談や窓口相談（健康づくり推進課 健康相談・教育事業）
- ・ 妊婦等に対する窓口や電話等での相談（こども総務課 母子保健相談指導事業）
- ・ ひとり親家庭等への支援の相談（こども総務課 母子相談事業）
- ・ こどもの発達に関する相談（保育家庭課 発達相談支援システム推進事業）
- ・ 児童養育、児童虐待に関する相談（保育家庭課 家庭児童相談事業）
- ・ 出産後間もない児童の養育者等の支援の相談（保育家庭課 養育支援訪問事業）
- 市の関係機関や教室・サロンなど、地域の人々が気軽に集える居場所において、適切な情報提供や個別相談を行います。

[取組例]

- ・ 民生委員児童委員による相談（健康福祉総務課 民生委員児童委員活動支援事業）

- ・地域活動支援センター「コンパス」での相談（障がい福祉課 地域活動支援センター等支援事業）
 - ・障害者自立支援センターでの相談（障がい福祉課 障害者自立支援センター運営事業）
 - ・「ぷらっと中央林間」での相談（高齢福祉課 高齢者相談所・居場所運営事業）
 - ・介護者教室の開催（高齢福祉課 地域支援任意事業）
 - ・個別、地区、職域や教室での相談（健康づくり推進課 健康相談・教育相談事業）
 - ・子育て支援センターでの相談（こども総務課 子育て支援センター運営事業）
 - ・つどいの広場での相談（こども総務課 つどいの広場事業）
 - ・市立保育所での相談（保育家庭課 地域育児センター事業）
- 生活困窮者の支援の体制づくりを検討します。

個別目標 7 包括的で継続的な支援の体制を整えます

(1) 現状と課題

- 福祉的な課題を持っている人の中には、複数の福祉課題を持っている人が多くいます。そのため、フォーマル、インフォーマルを問わず様々な機関が連携して支援していく、包括的なケアマネジメントが求められています。
- 行政の支援だけでは解決できない複合的な課題が増加しています。課題に対する横断的な支援が求められています。

(2) 取り組み方針

- 個人情報を適切に取扱いながら、様々な部署・機関が情報提供しあえる場づくりを行います。
- 福祉課題を抱えている人について多機関・他部署と連携しながら相談支援を行います。

(3) 主な取り組み

- ケアマネジャー連絡会議や障がい者自立支援協議会等、関係機関との連絡会議を開催し、情報共有を行います。

[取組例]

- ・ 障害者自立支援協議会の開催（障がい福祉課 障害者自立支援センター運営事業）
- ・ 包括・在支ケア会議、ケアマネジャーの支援会議の開催（高齢福祉課 在宅介護支援センター事業、包括的支援事業）
- ・ 地域包括ケア会議の実施についての検討（高齢福祉課 在宅介護支援センター事業、包括的支援事業）
- ・ ケアマネジャー連絡会議の開催（介護保険課 介護保険事業所指定・指導等事務）
- ・ 行政、保育士等による子育て支援ネットワークの開催（こども総務課 子育て支援ネットワーク推進事業）
- ・ 要保護児童対策地域協議会の開催（保育家庭課 家庭児童相談事業）
- ・ 市立保育所の地域育児センター連絡会議の開催（保育家庭課 地域育児センター事業）
- ケースワーカーや保健師等が継続的に相談支援や、関係機関とのケースカンファレンスを行い、個別支援計画に基づいた支援を行います。

[取組例]

- ・ ケース記録の作成（健康福祉総務課 中国残留邦人等支援事業）
- ・ サービス利用計画の作成（障がい福祉課 地域活動支援センター等支援事業）
- ・ 支援方針検討会議の実施（障がい福祉課 障害者自立支援センター運営事業）
- ・ ケース会議の実施（高齢福祉課 在宅介護支援センター事業、包括的支援事業）
(生活援護課 住宅支援給付事業、生活保護事業)

(健康づくり推進課 健康相談・教育事業)

(こども総務課 妊産婦・新生児等訪問事業)

(保育家庭課 家庭児童相談事業、養育支援訪問事業)

個別目標 8 地域で暮らしやすい在宅サービスを提供します

(1) 現状と課題

- 住み慣れた自宅で暮らしたいという考えから、在宅サービスのニーズが高まっています。
- 世帯構造の変化や近隣関係の希薄化が進む中で、介護者は介護をすることに大きな負担を感じています。
- 生活保護を受けている人が増えており、自立を促していく必要があります。
- 障がい者の「一人ひとりの能力に応じた自立と社会参加」を促進することが求められています。

(2) 取り組み方針

- 住み慣れた自宅で生活が続けられるよう在宅系の介護サービスや移動支援サービスの充実を図ります。
- 介護者の負担を軽減するサービスの充実を図ります。
- 要支援者が地域で安定した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援します。

(3) 主な取り組み

- 訪問介護やデイサービス等利用者のニーズにあった在宅サービスの充実を図ります。
[取組例]
 - ・ 居宅介護給付費の支給（障がい福祉課 ホームヘルプ事業）
 - ・ 地域活動支援センターの運営委託（障がい福祉課 地域活動支援センター等支援事業）
 - ・ 障害者自立支援センターの指定管理（障がい福祉課 障害者自立支援センター運営事業）
 - ・ 地域密着型介護サービス給付費の支給（介護保険課 地域密着型介護(予防) サービス給付事業）
 - ・ 居宅介護給付費の支給（保育家庭課 児童ホームヘルプ事業）
 - ・ 障害児通所給付費の支給（保育家庭課 児童発達支援事業）
- 福祉有償運送等による安定した輸送サービスを確保します。
[取組例]
 - ・ 福祉有償運送運営協議会の運営（健康福祉総務課 福祉有償運送支援事業）
 - ・ 協働事業による移送サービスの実施（障がい福祉課 移動制約者移送サービス事業）
 - ・ 移動支援給付費の支給（障がい福祉課 移動支援事業）
 - ・ 福祉タクシー券、福祉車両券の配布（障がい福祉課 在宅重度障がい者サポート事業）
 - ・ 移動支援給付費の支給（保育家庭課 児童移動支援事業）
- 短期入所事業等、介護者の負担を軽減する事業の充実を図ります。
[取組例]
 - ・ 短期入所費の支給（障がい福祉課 短期入所事業）

- ・地域密着型介護サービス給付費の支給（介護保険課 地域密着型介護(予防) サービス給付事業）
 - ・障害児通所給付費の支給（保育家庭課 児童発達支援事業）
 - ・ヘルパーの派遣（保育家庭課 養育支援訪問事業）
 - ・短期入所給付費の支給（保育家庭課 児童短期入所事業）
- 就労支援も含めた総合的な自立支援を行います。
- [取組例]
- ・障がい児者に対する自立支援（障がい福祉課 障害者自立支援センター運営事業）
 - ・生活保護受給者に対する自立支援（生活援護課 生活保護事業）
 - ・ひとり親家庭に対する自立支援（こども総務課 母子家庭等自立対策支援事業）

個別目標 9 権利擁護の仕組みづくりを推進します

（１）現状と課題

- 認知症高齢者や一人暮らし高齢者が増加し、権利を擁護する必要性は一層高まっており、その需要はさらに増大することが見込まれます。そのため、そのような人を支援する体制を整備・強化することが求められています。

（２）取り組み方針

- 権利擁護の仕組みづくりと普及啓発に努めます。

（３）主な取り組み

- 法人後見や市民後見等の仕組みづくりに取り組みます。
[取組例]
 - ・ 大和市社会福祉協議会の支援（健康福祉総務課 社会福祉協議会運営支援事業）
- 成年後見制度の市長申立てと日常生活自立支援事業等の利用補助を行います。
[取組例]
 - ・ 日常生活自立支援事業等の利用補助（障がい福祉課 地域福祉権利擁護支援事業）
 - ・ 成年後見制度の市長申立て（高齢福祉課 地域支援任意事業）
- 権利擁護に関する講座や講演を開催します。
[取組例]
 - ・ 成年後見講演会の開催（高齢福祉課 高齢者一次予防事業）